

吹田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する要領

平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号。以下「施行令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「施行規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この要領で使用する用語は、法、施行令、施行規則において使用する用語の例による。

(障害児通所給付費等の申請)

第 2 条 通所給付決定(法第 21 条の 5 の 6 第 1 項に規定する「通所給付決定」をいう。以下同じ。)を受けようとする場合の申請書は、次のように定めるものとする。

(1) 障害児通所給付費 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書
(様式第 1 号)

(2) 特例障害児通所給付費 特例障害児通所給付費支給申請書(様式第 4 号)

(通所給付の決定等)

第 3 条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合、法第 21 条の 5 の 7 第 1 項の規定に基づき、適切な通所給付の支援の量(法第 21 条の 5 の 7 第 7 項に規定する支給量をいう。以下「支給量」という。)を決定するものとする。この場合において通所給付決定する法第 6 条の 2 の 2 第 2 項から第 5 項までに規定する障害児通所支援の量については、別表に定める種類ごとの 1 月当たりの日数を上限とする。ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、法第 21 条の 5 の 7 第 1 項及び前項の規定により、通所支給要否決定をしたときは、次により、通所給付決定保護者(法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に定める通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)に通知する。

(1) 障害児通所給付費 障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第 2 号)又は却下決定通知書(様式第 3 号)

(2) 特例障害児通所給付費 特例障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第 5 号)

3 法第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証は、(様式第 9 号)によるものとする。

4 市長は、通所給付決定のうち、法第 6 条の 2 の 2 第 2 項後段に定める児童発達支援センターにおいて治療のある児童に対しては、肢体不自由児通所医療受給者証(様式第 10 号)を交付する。

(障害児通所給付費等の申請内容の変更にかかる届出)

第4条 法第21条の5の6第1項に規定する通所給付申請内容の変更を受けようとする場合の届出は、申請内容変更届出書(様式第11号)とする。

(交付決定の変更の申請)

第5条 法第21条の5の8第1項に規定する通所給付決定の変更を受けようとする場合の申請書は、障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第6号)とする。

(支給決定の変更の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出に対し、法第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定をしたときは、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第7号)により通知する。

2 前項の申請に対し、変更しないことと決定したときは、第3条第2項第1号に定める却下決定通知書(様式第3号)により通知する。

(受給者証の再交付の申請)

第6条の2 施行規則第18条の6第9項に規定する申請書は受給者証再交付申請書(様式第12号)とする。

(支給決定の取消し)

第7条 法第21条の5の9の規定による通所給付決定の取消しは、支給決定取消通知書(様式第8号)により通知する。

(特例障害児通所給付費の額)

第7条の2 法第21条の5の4第3項に規定する特例障害児通所給付費の額は、同項に規定する市町村が特例障害児通所給付費の額を定めるに当たり基準とする額とする。

(高額障害児通所給付費の支給)

第8条 施行規則第18条の26に規定する高額障害児通所給付費の支給を受けようとする場合の申請書は、高額障害児通所給付費支給申請書(様式第13号)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出に対し、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定したときは、高額障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第14号)により通知する。

(障害児相談支援給付費等)

第9条 障害児相談支援給付費を受けようとする場合の申請書は、次のように定めるものとする。

- (1) 障害児支援利用計画案提出依頼書(様式第16号)
- (2) 障害児相談支援申請書(様式第17号)
- (3) 障害児相談支援依頼(変更)届出書(様式第18号)

第 10 条 市長は、前条の申請に対し、相談支援給付費の支給の要否を決定したときは、障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第 19 号）により相談支援給付決定保護者に通知する。

第 11 条 障害児相談支援のモニタリング期間の変更を決定したときは、モニタリング期間変更通知書（様式第 20 号）により通知する。

第 12 条 法第 21 条の 5 の 9 の規定による相談支援給付決定の取消しは、障害児相談支援支給取消通知書（様式第 21 号）により通知する。

（障害児通所給付費の契約内容の報告）

第 13 条 法第 21 条の 5 の 3 に規定する指定障害児通所支援事業者が、通所給付決定保護者とサービス利用契約を結んだとき若しくは既契約を変更したとき又はサービス提供が終了した場合の報告書は、（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）契約内容（通所受給者証記載事項）報告書（様式第 15 号）とする。

（その他）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関し必要な事項は、児童部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援の種類	法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援の量（1 月当たり）
児童発達支援	23 日
放課後等デイサービス	23 日
居宅訪問型児童発達支援	23 日
保育所等訪問支援	2 日